

ダイナースクラブ コーポレートカード/TRUST CLUB コーポレートカード会員規約

■改定内容一覧

2024年4月1日改定

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
-	-	-	-	ダイナースクラブ コーポレートカード会員規約	ダイナースクラブ コーポレートカード/ <u>TRUST CLUB</u> コーポレートカード会員規約
1	1	1	1	ダイナースクラブ コーポレートカード会員(以下「会員」という)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ法人または団体(以下「法人」という)のうち、当社が入会を認めた法人およびカード使用者をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するもの、カード使用者は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。カード使用者が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。	ダイナースクラブ コーポレートカード会員および <u>TRUST CLUB</u> コーポレートカード会員(以下「会員」という)とは、 <u>本規約を承認のうえ</u> 、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカードへの入会を申し込んだ法人または団体のうち、当社が入会を承認したもの(以下「法人」という)および次項に定めるカード使用者を併せていいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するもの、カード使用者は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。カード使用者が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることあります。
1	2	1	2	法人が当社に対する代金の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認した役員および従業員で、当社に対し法人と連名で入会を申し込み、当社が入会を認めた方を <u>カード使用者とします</u> 。なお、既に入会済みの法人が、 <u>カード使用者を追加する場合も、同様の手続きによるものとします</u> 。	カード使用者(以下「カード使用者」という)とは、法人がカード(第3条第1項に定めるものをいう。)の使用者として、当社に対する約定請求債務(第9条第1項に定めるものをいう。)、その他本規約に基づく一切の責任を引き受けることを承認のうえ指名した役員および従業員で、当社に対し法人と連名で入会を申し込み、当社が入会を承認した者をいいます。法人は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者としてカード使用者に本規約を遵守させる義務を負います。
1	3	1	3	前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者(以下「管理責任者」という)が、代表者に代わって行うことができるものとします。	前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が法人と当社との間のカード使用者の入会申込手続き、退職等の異動に関する諸届出、退会手続き等を行う担当者として指名した管理責任者(以下「管理責任者」という)が法人に代わって行うことができるものとします。法人は、管理責任者をして、カード使用者の入会申込手続きにあたってカード使用者本人に本規約の内容を示し、理解させたうえで、当社の承認を得させるものとします。
1	4	1	4	法人とカード使用者は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について、相互に連帯して責任を負うものとします。ただし、カード使用者の支払責任は、自己のカード利用に基づく債務に限られます。	カード使用者は、法人の事業の用に供するため、事業に関する費用等の決済目的(以下「事業目的」という)に限りカードを利用ができるものとします。カードの利用に伴う約定請求債務、その他本規約に基づく一切の債務の支払いの責任については次のとおりとします。 (1)法人は、全カード使用者のカードの利用による約定請求債務、その他本規約に基づく一切の債務について支払いの責任を負うものとします。 (2)カード使用者は、当該カード使用者に貸与されたカードの事業目的での利用による約定請求債務、その他本規約に基づく一切の債務を除き、カード使用者自身のための利用による債務、およびカード使用者が本規約を遵守しなかったことにより当社に生じた一切の債務(弁護士費用を含み、直接損害に限られない)について法人と連帯して支払いの責任を負うものとします。
2	1	2	1	ダイナースクラブ コーポレートカード会員契約は、当社が会員からクレジットカード取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。	ダイナースクラブ コーポレートカード/ <u>TRUST CLUB</u> コーポレートカード会員契約(以下「会員契約」という)は、当社が会員からクレジットカード取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。
2	2	2	2	本規約は、前項のダイナースクラブ コーポレートカード会員契約の内容をなすものとします。本規約および本規約に関する規定・特約を併せて「本規約等」といいます。	本規約は、前項の会員契約の内容をなすものとします。本規約および本規約に関する規定・特約を併せて「本規約等」といいます。
3	1	3	1	当社は、カード使用者に対しカードを貸与します。なお、法人自体にはカードを発行しないものとします。カードの種類は、カード使用者に発行する「ダイナースクラブ コーポレートカード」、およびそれに付帯して発行する「ETCカード」ならびに「コーポレートコンパニオンカード」(マスターカードを対象とする。以下「ETCカード」と併せて「付帯カード」といいます。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という)を含みます。	当社は、カード使用者に対しカードを貸与します。なお、法人自体にはカードを発行しないものとします。カードの種類は、カード使用者に発行する「ダイナースクラブ コーポレートカード」と「 <u>TRUST CLUB</u> コーポレートカード」(マスターカードを対象とする。)、およびそれに付帯して発行する「ETCカード」ならびに「 <u>ダイナースクラブ コーポレートカード</u> 」に付帯して発行する「コーポレートコンパニオンカード」(マスターカードを対象とする。以下「ETCカード」と併せて「付帯カード」といいます。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という)を含みます。

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
6	2	6	2	カード使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証番号がカード使用者本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。	カード使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理、使用するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証番号がカード使用者本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。
14	1	14	1	会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。 (1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。 (2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、 <u>これらの者以外の配偶者の父母および子をいう</u>)。 (3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。	会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。 (1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。 (2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、 <u>ならびに配偶者の父母および子をいう</u>)。 (3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。
18	1	18	1	会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1)支払日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。 (3)差押、仮差押もしくは仮処分の申立または滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。 (4)破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。 (5)会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。	会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1)支払日に約定請求債務(ただし、次号に定めるものを除きます)の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2)支払日に、支払期日の到来したリボルビング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて、その支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。 (3)自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。 (4)差押、仮差押もしくは仮処分の申立または滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。 (5)債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続きの申立てがあった場合。 (6)債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人、その他の者への委任がなされた旨の通知を受けた場合。 (7)破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。 (8)会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。
23	2	23	削除	当社は、会員に係る情報のうち「個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項」(以下「本同意条項および重要事項」という)に定める情報ならびに当社とカード使用者との間の利用金額を含む取引情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いとします)、ダイナースクラブインターナショナルおよびダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、会員はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。	2項削除 「個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項」に掲載のため
28	-	28	-	当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。	当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後																							
34	3	34	3	<p>海外においてカード使用者は、国際提携組織と提携した海外金融機関等のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。</p>	<p>海外においてカード使用者は、国際提携組織と提携した海外金融機関等のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。</p> <p><u>(1) ダイナースクラブ コーポレートカードの場合、海外ダイナース(一部の事務所を除く)、当社および海外ダイナースが契約した提携機関ならびに提携金融機関の日本国外の支店。</u></p> <p><u>(2) TRUST CLUB コーポレートカードの場合、国際提携組織(ただしダイナースクラブインターナショナルを除く)と提携した海外金融機関等。</u></p>																							
35	-	35	-	<p>コーポレートカード別表 [キャッシング・ローン利用可能枠、利率等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>キャッシング・ローン利用可能枠</th> <th>貸付利率</th> <th>支払方式</th> <th>返済期間・返済回数・返済期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額</td> <td>キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額</td> <td>元利一回払い</td> <td> <p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>担保:不要 ※キャッシング・ローン利用可能枠は、当社が上記利用可能枠を超える金額を設定する場合があります。 (LC-<u>27-202204</u>)</p>	キャッシング・ローン利用可能枠	貸付利率	支払方式	返済期間・返済回数・返済期日	150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>	<p>ダイナースクラブ コーポレートカード/ TRUST CLUB コーポレートカード別表 [キャッシング・ローン利用可能枠、利率等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>キャッシング・ローン利用可能枠</th> <th>貸付利率</th> <th>支払方式</th> <th>返済期間・返済回数・返済期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイナースクラブ コーポレートカード</td> <td>150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額</td> <td>キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額</td> <td>元利一回払い</td> <td> <p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p> </td></tr> <tr> <td>TRUST CLUB コーポレートカード</td> <td>当社が審査し決定した額</td> <td>キャッシングサービス利用金額に0.78%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.80%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.78% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額</td> <td>元利一回払い</td> <td> <p>■返済期間・返済回数 21~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い(金融機関によつては8日払い)。毎月10日(金融機関によつては8日)に支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>担保:不要 ※キャッシング・ローン利用可能枠は、当社が上記利用可能枠を超える金額を設定する場合があります。 (LC-<u>3146-202404</u>)</p>	種類	キャッシング・ローン利用可能枠	貸付利率	支払方式	返済期間・返済回数・返済期日	ダイナースクラブ コーポレートカード	150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>	TRUST CLUB コーポレートカード	当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.78%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.80%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.78% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 21~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い(金融機関によつては8日払い)。毎月10日(金融機関によつては8日)に支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>
キャッシング・ローン利用可能枠	貸付利率	支払方式	返済期間・返済回数・返済期日																									
150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>																									
種類	キャッシング・ローン利用可能枠	貸付利率	支払方式	返済期間・返済回数・返済期日																								
ダイナースクラブ コーポレートカード	150万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.73%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.50%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.73% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 23~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>																								
TRUST CLUB コーポレートカード	当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.78%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.80%、最高で15.00%に相当します。 (利息の計算方法) 新規利用額×0.78% (ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算) (実質年率の計算方法) 利息×365日(うるう年の場合は366日)÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 21~59日(暦により異なる)・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い(金融機関によつては8日払い)。毎月10日(金融機関によつては8日)に支払元金と利息をご返済いただきます。</p> <p>※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>																								

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
-	-	-	-	〈本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブ コーポレートカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します〉	〈本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブ コーポレートカード/ TRUST CLUB コーポレートカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します〉
1	1	1	1	<p>カード使用申込者とカード使用者（以下併せて「カード使用者等」という）ならびに入会申込者たる法人の代表者（管理責任者・連絡担当者を含む）と会員たる法人の代表者（管理責任者・連絡担当者を含む）（以下総称して「会員等」という）は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのカード使用者等のカード利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、ならびに会員等の同意または本規約等の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める会員等の情報（以下「個人情報」という）を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内（支払遅延時の請求を含む）をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>（1）会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務地、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</p> <p>（2）入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。</p> <p>（3）カード使用者のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。</p> <p>（4）当社が<u>収集した</u>会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。</p> <p>（5）会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</p> <p>（6）当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</p> <p>（7）インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。</p> <p>（8）当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p>	<p>カード使用申込者とカード使用者（以下併せて「カード使用者等」という）ならびに入会申込者たる法人の代表者（管理責任者・連絡担当者を含む）と会員たる法人の代表者（管理責任者・連絡担当者を含む）（以下総称して「会員等」という）は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのカード使用者等のカード利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、ならびに会員等の同意または本規約等の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める会員等の情報（以下「個人情報」という）を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内（支払遅延時の請求を含む）をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>（1）会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、<u>住居状況等の事項、在留資格に関する情報</u>、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</p> <p>（2）入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。</p> <p>（3）<u>カード使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等</u>、カード使用者のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報（<u>クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含む</u>）。</p> <p>（4）当社が<u>第2条に定める個人信用情報機関から提供を受けた</u>会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。</p> <p>（5）会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</p> <p>（6）当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</p> <p>（7）当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p> <p>（8）<u>前各号に掲げる事項のほか、当社ウェブサイト利用による情報、インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報、その他当社が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）</u>。</p>
1	3	1	3	<p>会員等は、次の各号に定める当社の提携会社（以下「共同利用会社」という）が、別に定める個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、所定の利用目的のために利用することに同意します。</p> <p>（1）三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします）</p> <p>（2）当社が提携カードを発行する提携会社</p> <p>各共同利用会社の名称、住所、法人代表者氏名、ならびに共同利用される個人情報、および利用目的については、次の当社ホームページ「個人情報の共同利用について」に記載のとおりとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p>	<p>会員等は、次の各号に定める当社の提携会社（以下「共同利用会社」という）が、別に定める個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、所定の利用目的のために利用することに同意します。</p> <p>（1）三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします）</p> <p>（2）当社が提携カードを発行する提携会社</p> <p>各共同利用会社の名称、住所、法人代表者氏名、ならびに共同利用される個人情報、および利用目的については、次の当社ホームページ「個人情報の共同利用について」に記載のとおりとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p> <p>TRUST CLUB カード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy_law.html</p>

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
3	1	3	1	<p>会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続については、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第4項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p>	<p>会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続については、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第4項記載の個人信用情報機関宛に行うものとします。</p> <p>ダイナースクラブカード https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html</p> <p>TRUST CLUB カード https://www.sumitclub.jp/ja/privacy/law.html</p>
5	-	5	-	<p>(契約不成立時の個人情報の利用・提供) 当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。</p>	<p>(契約不成立時または契約終了した場合における個人情報の利用・提供) 当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。また、契約が終了した場合であっても、その終了の理由の如何を問わず、個人情報を同様に利用、提供します。</p>
-	-	-	-	<p>■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先 〈お客様相談室〉 〒104-6035 東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエア X棟 電話番号 03-6770-2820 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。 電話番号 0120-074-024 ※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。 (LC-402-202204)</p>	<p>■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先 〈お客様相談室〉 〒104-6035 東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエア X棟 電話番号 03-6852-0935 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。 ◆ダイナースクラブ 電話番号 0120-074-024 ◆TRUST CLUB カード 電話番号 0120-003-081 ※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。 (LC-3146-202404)</p>
-	2	-	2	<p>【問い合わせ・相談窓口等】 カードのご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談は下記コールセンターまでご連絡ください。 三井住友トラストクラブ株式会社 電話番号 0120-074-024</p>	<p>【問い合わせ・相談窓口等】 カードのご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談は下記コールセンターまでご連絡ください。 ダイナースクラブ 電話番号 0120-074-024 TRUST CLUB カード 電話番号 0120-003-081</p>
-	4	-	4	<p>貸金業務に係る指定紛争解決については、下記までご連絡ください。 (当社が契約する指定紛争解決機関) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 電話番号 03-5739-3861</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社 www.diners.co.jp 本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエア X棟</p>	<p>貸金業務に係る指定紛争解決については、下記までご連絡ください。 (当社が契約する指定紛争解決機関) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 電話番号 03-5739-3861</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社 本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエア X棟 ダイナースクラブ www.diners.co.jp TRUST CLUB カード www.sumitclub.jp</p>

LC-3146-202404